株主各位

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上 げます。

なお、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月22日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限 までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

39頁から40頁記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」 をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月23日 (水曜日) 受付開場:午前9時30分

総会開始:午前10時

2. 場 所 東京都港区海岸一丁目4番28号 港区立商工会館 2階 研修室

3. 目的事項

報告事項 第22期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)に関する事業報告の内容。及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) 2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面 (郵送) とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以上

その他株主総会招集に関する事項

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレスhttps://www.dna-chip.co.jp/) に掲載させていただきます。

(新型コロナウィルスに関するお知らせ)

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウィルスの感染拡大状況にご留意いただき、議決権の行使につきましては、書面またはインターネットによる事前行使の方法もございますのでご活用ください。

本株主総会に出席される株主さまは、株主総会開催日時時点の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来臨賜りますようお願い申し上げます。 なお、本株主総会当日ですが、会場において感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス https://www.dna-chip.co.jp/)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 2020年4月1日) (至 2021年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及びその成果
 - ①当期の状況

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が制限された結果、様々な業界・業種が大打撃を受け、同時に国民の生活様式も大きく変容することとなりました。今年に入り1月に2回目の緊急事態宣言が発令され、新規感染者数はいったんは減少傾向にありましたが、再び増加に転じたため、2021年4月には3回目の緊急事態宣言が発令されることとなりました。

一方でワクチン接種も始まり、それを機に我が国も含めた世界経済は徐々にではありますがコロナショックからの回復途上にあるとも思われます。まだ続くと予想される新型コロナウイルス感染症への新対策や財政・金融両面からの景気刺激策等が早期に打ち出されることが期待され、各企業にも自社の製品・サービスに一層磨きをかけこの国難を乗り越えていくことが求められております。

一方当社が属するヘルスケア分野は、高齢化や健康・医療ニーズの多様化を 背景に需要期待が高まっております。政府も成長戦略の一つと位置付けており、 ヘルスケア産業の活性化は今後も引き続き見込まれております。

さらに、がんゲノム医療時代の幕開けと言える話題として、2019年6月に患者のがん細胞の遺伝子変異を調べて、最適な薬を選ぶ「がんゲノム医療」の遺伝子検査システムに公的医療保険が適用になりました。対象になるのは、原発不明がん、標準治療を終えたがんや希少がんの患者で、これまでは限られた医療機関において、自費で高額の費用をかけ、わずかな可能性にかけて検査を受け、使える薬を探っていたものが、公的医療保険を利用して全国の医療機関で広く検査を受けられるようになりました。

このような状況下において、当社は、経営方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、既存の研究受託事業の成長と、新しい診断事業におけるEGFRリキッドおよび肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、EGFRリキッドをコンパニオン診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行い、2020年7月31日に高度管理医療機器製造販売承認(以降薬事承認といいます)を取得いたしました。薬事申請・承認プロセスにおける経験・ノウハウを活かし、オンコロジー分野での検査開発をさらに加速していきます。また、次の主力検査として複数の肺がんドライバー遺伝子変異を、高感度かつ一括で検査可能な肺がんコンパクトパネルを開発し、薬事試験を進めております。当社は、EGFRリキッドの市場への普及、および肺がんコンパクトパネルの

薬事承認・公的医療保険適用による早期事業化を最優先事項として取り組んで おります。

この結果、当期の売上高は、324百万円(前期比89.7%)、営業損失は172百万円で、経常損失は174百万円、当期純損失は172百万円となりました。

(単位:千円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
2021年3月期	324, 501	△172, 196	△174, 856	△172, 473
2020年3月期	361, 713	△123, 317	△128, 317	△128, 091

事業部門別事業状況は次のとおりです。

【研究受託事業】

研究受託事業におきましては、主な事業として受託解析サービスを行っております。大学や公的研究機関、製薬会社等の企業を主要な顧客として、遺伝子関連解析のサービスや解析結果の統計処理のサービスを提供しております。主なサービスは、マイクロアレイ受託解析サービスと次世代シークエンス受託解析サービスがあります。共に大学や公的研究機関、製薬会社等の企業に対し積極的な提案型営業を行うとともに、きめ細かなフォローを推進しております。また各種受託解析の実績から顧客の目的に合わせた実験デザインの提案、データ解析及びサポートに力を入れると共に、顧客ニーズに合わせた新規サービスメニューの拡充を図っております。

次世代シークエンスと並び注目を集める遺伝子解析として「デジタルPCR受託サービス」や独自の「再生医療研究分野に向けた間葉系幹細胞の品質評価解析サービス (C3 チェックサービス) | 等新規サービスを展開しております。

いずれのサービスにつきましても、他社との差別化を意識し、クオリティの高い内容をお客様に提供すべく取り組んでおります。

マイクロアレイ受託解析サービスは前期を下回ったものの、次世代シークエンス受託解析サービスは前期から当期にかけて受託件数が伸びました。とくに近年遺伝子解析の主流となりつつある次世代シークエンス受託解析サービスについては、前期を大きく上回る受託件数となり、この分野において当社が重要な位置づけとなり、お客様の研究に貢献いたしました。その結果、当期の研究受託事業の売上高は317百万円(前年同期比110.8%)となりました。

【診断事業】

診断事業におきましては、血液を用いて肺がんの遺伝子変異を検査する、EGFRリキッド及び肺がんの分子標的薬の適用となる遺伝子異常を一括検査可能な肺がんコンパクトパネルの市場への普及を当社の最優先事項として取り組んでおります。EGFRリキッドは、2020年7月31日に薬事承認を取得し、2021年5月21日に保険収載いたしました。この検査は、低侵襲的な血液遺伝子検査により、血中に微量に存在する血中腫瘍DNA上のEGFR変異を次世代シークエンス法により高感度に検出するリキッドバイオプシー検査です。肺がん組織の生検(気

管支鏡検査、CTガイド化生検)は、侵襲性が高く患者さんへの負担も大きいことから、リキッドバイオプシー検査への期待が高まっています。また、EGFRリキッドに続いて肺がん組織検査に特化した高感度な一括遺伝子検査パネル(肺がんコンパクトパネル)を開発中です。コンパクトパネルは、EGFR BRAF ALK ROS1 MET の5つのコンパニオン診断可能な遺伝子と近い将来分子標的治療薬の上市が予定されているいくつかのターゲット遺伝子が対象です。薬事申請に向けて開発を進めております。

また、希少変異検出の技術を発展させたNOIR-SS技術(分子バーコード技術を用いて高感度かつ正確な分子数測定が可能となる超低頻度変異DNAの検出技術)により、高感度に複数遺伝子を一括解析可能なリキッドバイオプシー検査サービスを研究用検査として提供しております。希少変異検出の独自特許技術及び、薬事試験を通して培ったノウハウ、クリニカルシークエンスグレードでの精度管理・レポートシステムを活用し、リキッドバイオプシー分野での研究推進・医療現場での遺伝子解析の普及促進に貢献してまいります。その他の検査メニューとして、遺伝子解析を用いた関節リウマチの薬剤効果予測検査、うつ病を含む精神疾患の診断技術の開発も積極的に進めております。

当期の診断事業はEGFRリキッドの事業体制の構築及び肺がんコンパクトパネルの申請・乳がんの分子診断を行うBluePrintに向けた準備に多くの経営資源を集中させたため、売上高は7百万円(前年同期比9.7%)となりました。

部門別売上高

	前 (2020年3	期 月31日)	当 (2021年3	期 月31日)	前期比
	金 額(千円)	構成比(%)	金 額(千円)	構成比(%)	(%)
研究受託事業	286, 139	79. 1	317, 141	97. 7	110.8
診 断 事 業	75, 573	20. 9	7, 360	2.3	9. 7
合 計	361, 713	100.0	324, 501	100.0	89. 7

②研究開発の状況

当社の研究開発の目標は、主として診断に有用なコンテンツの開発を行うことであります。このために、関連技術を有する大学・研究機関及び企業等と手を組み共同研究や研究の受託を積極的に推進しております。

当事業年度に実施した研究開発活動は以下のとおりです。

【診断メニュー拡充のための取組み】

ア 次世代シーケンサーを使用したがん診断技術・リキッドバイオプシーに関する研究開発

- i. 次世代シーケンサーを使用した肺がんコンパクトパネル検査の開発
- ii. NOIR-SSをはじめとした希少変異解析技術・クリニカルシークエンス 技術の開発

- ※ AI技術・機械学習技術を活用したリキッドバイオプシー研究手法の開発
- iv. Pan-cancer (多様ながん種) 及び肺がん以外のがん種を対象とした遺伝子検査の開発
- イ 関節リウマチに関する研究
 - i. 関節リウマチの多剤効果予測に関する研究
 - ・DNAチップを使用した検査に関する研究
 - ・ q PCRを使用した検査に関する研究
 - ii. 関節リウマチ新規病態マーカーに関する研究
- ウ 精神疾患診断に関する研究
 - i. うつ病およびストレス関連バイオマーカーに関する研究
 - ii. 新規リキッドバイオプシー解析技術による精神疾患の再分類に関する研究
- エ 認知障害・アルツハイマー病診断に関する研究

【当期に発表した論文】

ア 乳がんの遺伝子変異・遺伝子発現変化の評価

Fujisawa et al. STK11 loss drives rapid progression in a breast cancer patient resulting in pulmonary tumor thrombotic microangiopathy. Breast Cancer 2021 Jan 2. doi:10.1007/s12282-020-01200-1.

イ リウマチ患者の薬剤応答と関連する分子の同定

Yokoyama-Kokuryo et al. Identification of molecules associated with response to abatacept in patients with rheumatoid arthritis. Arthritis Res Ther. 2020 Mar 12;22(1):46.

ウ 家族性部分性脂肪萎縮症 (FPLD)の疾患感受性遺伝子に関する研究

Iwanishi et al. Observation of p.R4810K, a Polymorphism of the Mysterin Gene, the Susceptibility Gene for Moyamoya Disease, in Two Female Japanese Diabetic Patients with Familial Partial Lipodystrophy 1. Intern Med. 2020;59(20):2529-2537.

エ 単一転写因子による遺伝子摂動解析のための2135株のヒトトランスジェニックES細胞の樹立とその発現プロファイリング

Generation and profiling of 2,135human ESC lines for the systematic analyses of cell states perturbed by inducing single transcription factors doi:10.1016/j.celrep.2020.107655. 2020 May 19.

【当期に取得・申請した特許】 当期に取得・申請した特許はございません。

なお、2021年3月期の研究開発費は65,061千円であります。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は54,735千円であります。その主たるものは、 ソフトウェア仮勘定及び研究用機器(工具、器具及び備品)であります。

(3) 資金調達の状況

2020年3月6日発行の第4回新株予約権の行使に伴う新株発行により、448,518 千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社の事業分野でありますライフサイエンス分野は、近年、ヒトiPS細胞関連の臨床試験が盛んに行われており、再生医療の実用化が本格化してきました。また、再生医療分野に異業種を含めた様々な業者が参入するなど、再生医療の産業化が本格的なステージに入ってきました。今後再生医療分野の市場規模は大きく拡大することが予測されております。最新のがん治療におきましては、従来の三大治療である「手術(外科治療)」、「薬物治療(抗がん剤治療)」、「放射線治療」に加えて、「免疫療法(体の中に侵入した異物を排除するために、生まれながらに備えている能力を高め、がんの治療を行う方法)」が注目されています。近年、免疫療法に用いる「免疫チェックポイント阻害剤」が医薬品として承認され、従来自由診療であった免疫療法による治療が一部保険診療可能となり、患者負担が少なく治療を受けることが可能となりました。

また、遺伝子解析技術の向上により、今後がん予防や治療に新たな展開が期待されております。

このような環境下において、当社は、経営方針を「開発力強化と事業化加速」と定め、既存の研究受託事業の成長と、新しい診断事業におけるEGFRリキッドおよび肺がんコンパクトパネルのオンコロジー分野でのコンパニオン診断の事業化に取り組んでおります。現在、血液を用いて肺がんの遺伝子変異検査を行う、EGFRリキッドをコンパニオン診断として、2019年7月10日に厚生労働省へ承認申請を行い、2020年7月31日に薬事承認を取得しました。薬事申請・承認プロセスにおける経験・ノウハウを活かし、オンコロジー分野での検査開発をさらに加速していきます。また、次の主力検査として複数の肺がんドライバー遺伝子変異を、高感度かつ一括で検査可能な肺がんコンパクトパネルを開発し、薬事試験を進めております。当社は、EGFRリキッドの市場への普及、および肺がんコンパクトパネルの薬事承認・公的医療保険適用による早期事業化を最優先事項として取り組んでおります。

そして、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は次のとおりです。 なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したも のであります。

①肺がんコンパクトパネルの薬事承認・保険収載に向けた取組み

当社は、肺がんコンパクトパネルの市場への普及を重点課題と捉え、薬事試験を進めております。2021年8月の薬事承認申請を目指して薬事戦略相談および薬事試験を進めております。今後、薬事承認・保険収載に向けた取組みを実施してまいります。

②EGFRリキッドの保険収載に向けた取組み

当社は、EGFRリキッドの薬事試験を優先事項として進めてきた結果、2020年7月に薬事承認を取得いたしました。2021年5月21日に保険収載しており、今後、検査サービスの開始、さらなる有用性の検証を通した製品価値の向上、市場への普及を実施してまいります。

③診断メニューの拡充

当社の重点課題として、診断事業の拡充があります。診断サービス市場は、国内外で大きな伸びが期待されており、今後の当社事業の大きな柱と位置付けております。このため、EGFRリキッドおよび肺がんコンパクトパネルの新規機能追加と臨床有用性の検証を通した製品価値のさらなる向上、ならびに新規検査メニューの開発を積極的に行ない、診断メニューの拡充を推進してまいります。

④人材の確保

大学、公的病院等と共同研究開発を進めていく上では、専門的知識と技術を有した人材の確保及び育成とその定着を図ることが重要であると認識しております。経験豊富な研究者の確保を進めておりますが、今後新規サービスメニュー等新たな研究開発を進めていく上で、さらなる優秀な研究者の確保が必要であり、この人材の確保に努めてまいります。

⑤営業体制の強化

当社の営業部門は、人員もまだ少数であり、充分な体制を整えているとは言い難い状況にあります。診断事業への展開を考慮すると、提案型営業など技術部門とより密接に連携した受注活動が必要であり、営業要員の増員により、顧客ニーズの迅速な取り込みはもとより、顧客第一主義の徹底を図り、製販一体となった受注活動を推進してまいります。

⑥特許対応

遺伝子関連事業においては、競合会社に対抗していくために特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、これまでDNAチップ開発のための基礎特許を中心に特許出願を行ってまいりましたが、今後は大学、公的病院等と共同研究開発を進めている診断関連コンテンツを中心に積極的に特許権として取得する方針です。このため、共同研究開発契約でも契約先と共同で特許出願を行う権利確保を標準としております。戦略特許に値するものについては、当社単独での出願も行う方針です。

(5) 財産及び損益の状況

		第19期	/*/* o o ++-	Afroa HII	(*** 0.0 ++11 () (/ ++11)
			第20期	第21期	第22期(当期)
		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売 上	高(百万円)	362	360	361	324
経 常 損	失(百万円)	126	103	128	174
当 期 純 損	失(百万円)	127	104	128	172
1株当たり当期	期純損失(円)	30. 11	23. 42	25. 17	30. 38
総資	産(百万円)	394	864	743	1, 020
純 資	産(百万円)	295	769	653	930
1株当たり純	資産額(円)	53. 69	148. 36	123. 19	156. 65

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 財産及び損益の状況
 - ①第19期及び第20期につきましては、研究受託事業の成長と診断事業におけるEGFRリキッドの薬事承認・保険収載を最優先事項として行いました。
 - ②第21期につきましては、研究受託事業の新規顧客開拓、診断事業におけるEGFRリキッドの薬事承認を目指し、更には肺がんコンパクトパネルの開発に着手いたしました。
 - ③第22期の状況については、前述「(1)事業の経過及びその成果」のとおりであります。

(6) 主な事業の内容

事 業 区 分	事 業 內 容
研究受託事業	マイクロアレイ受託解析サービス 次世代シークエンス受託解析サービス
診断事業	Mamma P r i n t EGFRリキッド NOIRシーケンス

(7) 主要な営業所及び工場

	名	称	所 在 地
4	k社·	研究所	東京都港区海岸一丁目15番1号

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	△3名	43.3歳	8.3年

(注) 従業員数は就業人数であります。

- (9) 重要な親会社及び子会社の状況 該当事項はありません。
- (10) 主要な借入先 該当事項はありません。
- (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,080,000株

(2)発行済株式の総数 5,789,700株

(自己株式137株を含む)

(3) 株主数 5,078名

(4) 大株主の状況

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
藤井衛				252	,700株				4. 36%
株式会社SBI	証券			227	,702株	3.93%			3. 93%
楽天証券株式会	:社			116	,300株	2.00%			2.00%
小 橋 一 太	•			106	,000株	1.83%			1.83%
枝松七郎	· •		93,600株						1.61%
森 淳 彦			79,000株						1.36%
J. P. Morga	n Securities		68	,100株				1. 17%	
上野賀亮				67	,000株				1. 15%
竹 川 公 庸	:			57	,400株			-	0.99%
GMOクリック	証券株式会社			52	,300株			-	0. 90%

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する重要な事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	名称	個数	保有者
取締役(監査等委	第2回新株予約権	10個(注)	1名
員を除く)	第3回新株予約権	20個 (注)	1名

- (注) 当社取締役に付与している新株予約権はすべて取締役就任前に付与されたものであります。
 - (2) 当期中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況該当ありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

2020年2月19日付けの取締役会において決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の名称	行使価額修正条項付第4回新株予約権
新株予約権の総数	7,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 700,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の振込金額	新株予約権1個当たり560円
新株予約権の振込期日	2020年3月6日
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額759円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は456円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求 の効力発生日(以下「修正日」という。) に、修正日の直前取引日(同日に終値が ない場合には、その直前の終値のある取 引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当 社普通株式の普通取引の終値の90%に相 当する金額(円位未満少数第2位まで 出し、その少数第2位まで算 出し、を正後行使価格」という。)に で正後行使価額とします。
募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、大和証券株式 会社(以下「割当先」という。)に全て の本新株予約権を割り当てます。

譲渡制限及び行使数量制限の内容

本新株予約権に関して、当社は、割当先 との間で、金融商品取引法に基づく届出 の効力発生後に、本新株予約権に係る買 取契約(以下「本新株予約権買取契約」 という。)を締結しております。 本新株予約権買取契約においては、下記

本新株予約権買取契約においては、下記の内容について合意しております。

①新株予約権の行使制限措置

当社は、東京証券取引所の定める有価 証券上場規程第434条第1項及び同規程 施行規則第436条第1項乃至第5項の定 め並びに日本証券業協会の定める「第 三者割当増資等の取扱いに関する規則し に従い、MSCB等(同規則に定める 意味を有する。) の買受人による転換又 は行使を制限するよう措置を講じるた め、所定の適用除外の場合を除き、本 新株予約権の行使をしようとする日を 含む暦月において当該行使により取得 することとなる株式数が本新株予約権 の払込期日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の 行使(以下「制限超過行使」という。) を割当先に行わせません。

また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行行をないことに同意し、本新株予約権の行行とに同意し、あらかじめない合意をは、あらからしないがしな合意とを合う。割当先は、あらから間では、当社との内容を約まさせ、もらいております。場合には、あらかにで、約束させるものとしております。

	I
	②新株予約権の譲渡制限
	割当先は、当社の取締役会の事前の承認
	がない限り、割当てを受けた本新株予約
	権を当社以外の第三者に譲渡することは
	できません。割当先は、本新株予約権を
	譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先と
	なる者に対して、当社との間で譲渡制限
	の内容を約束させ、また、譲渡先となる
	者がさらに第三者に譲渡する場合にも当
	社に対して同様の内容を約束させるもの
	とします。ただし、割当先は、当社の普
	通株式(本新株予約権の権利行使により
	取得したものを含む。)を第三者に譲渡
	することは妨げられません。
	2020年3月9日から2022年3月8日(た
	だし、本新株予約権の発行要項第16項に
	従って当社が本新株予約権の全部を取得
	する場合には、当社が取得する本新株予
新株予約権の行使期間	約権については、当社による取得の効力
	発生日の前銀行営業日)まで。ただし、
	行使期間の最終日が銀行営業日でない場
	合にはその前銀行営業日を最終日としま
	す。
	当社は、割当先との間で、金融商品取引
	法に基づく本新株予約権の募集に係る届
その他	出の効力発生後に、本新株予約権の行使
	等について規定した覚書を締結しており
	ます。

(注)1. 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

(注)2. 上記新株予約権については、2020年6月10日をもって全て株式に転換しており、その結果、資本金が2億26百万円、資本準備金が2億26百万円それぞれ増加しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地	2 位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代表耳	取締役社長	的	場		亮	
取	締 役	佐	藤	慶	治	診断事業部長
取締役	(監査等委員)	Щ	田	國	夫	
取締役	(監査等委員)	片	Щ	登喜	喜男	有限会社信濃東部自動車学校監査役
取締役	(監査等委員)	佐	藤	孝	明	株式会社島津製作所基盤技術研究所シニアフェロー・ライフサイエンス研究所長 株式会社iLAC代表取締役社長 国立大学法人筑波大学プレシジョン・メディスン開発研究センター特命教授、センター長

- (注) 1. 山田國夫氏、片山登喜男氏及び佐藤孝明氏、3氏は社外取締役であります。
 - 2. 山田國夫氏、片山登喜男氏及び佐藤孝明氏、3氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 片山登喜男氏は、弁護士として企業法務に精通しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、社内サポート体制が充実しているため、常勤の監査等委員をおいておりません。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役であるものを除く)は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額の合計額としております。

(3)取締役の報酬等の額

①役員の報酬等

当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員 の員数

	報酬等の	報酬	対象となる			
役員区分	総額 (千円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (名)
取締役(監査等委員 を除く)(社外取締役 を除く)		23, 775	_	_	_	2

取締役(監査等委員)(社外取締役を除		_	_	_	_	_
社外役員	8, 073	8, 073	_	_		3
合計	31, 848	31, 848	_	_	_	5

②当会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

③役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬等の額は、全額基本報酬としており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、世間水準、会社業績等を考慮のうえ、年額をもって決定することとなっております。

監査等委員を除く取締役の報酬等の額は、取締役会において年額で決定し毎月 定期的に支払うこととなっております。会社の業績が著しく低下し、もしくは役 員禁止条項に抵触したときには取締役会の決議により減額することがある旨を役 員規則に定めております。また当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定 は社外取締に諮問し答申を得ていることから、当該方針に沿うものであると取締 役会が判断いたしました。

なお、当社の役員の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第18回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額6,000万円以内、取締役(監査等委員)について年額2,400万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、監査等委員である取締役は3名。)です。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等兼職状況と当社との関係

取締役(監査等委員)片山登喜男氏は、有限会社信濃東部自動車学校の監査 役であります。有限会社信濃東部自動車学校と当社との間には特別な関係は ありません。

取締役(監査等委員)佐藤孝明氏は、株式会社島津製作所基盤技術研究所シニアフェロー・ライフサイエンス研究所長であり、株式会社iLAC代表取締役社長であり、国立大学法人筑波大学プレシジョン・メディスン開発研究センター特命教授、センター長であります。株式会社島津製作所と当社との間に特別な関係はありません。株式会社iLACと当社との間には共同研究契約と業務委託契約の関係があります。国立大学法人筑波大学と当社との間には、業務委託契約の関係があります。

②主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

③当期における活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

	7//111 1/2 ,		
区分	氏	名	出席 状況 及び 発言 状況
取締役 (監査等 委員)	Д 🖽	國夫	当期に開催された取締役会12回全てに出席し、経営全般に関する知識、 経験を活かした発言を行っており、当社の監査等に反映していただくこ とや議案審議に必要な助言を行う役割を果たしております。また当期に 開催された監査等委員会11回全てに出席し監査結果について意見交換、 重要事項の協議を行っております。
取締役 (監査等 委員)	片 山	登喜男	当期に開催された取締役会12回全てに出席し、弁護士の立場から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べており、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化につながる役割を果たしております。また、当期に開催された監査等委員会11回全てに出席し監査結果について意見交換、重要事項の協議を行っております。
取締役 (監査等 委員)	佐藤	孝明	当期に開催された取締役会12回全てに出席、同監査等委員会11回全てに 出席し、企業経営、専門的技術に関する豊富な経験と幅広い知見を活か すとともに、グローバルな視点から経営全般、専門的技術にあたり意見 を述べる役割を果たしております。

5. 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、保険会社との間で、以下のとおり、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

(1) 被保険者の範囲

当社の取締役、監査等委員である取締役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

個人被保険者が役員等としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害等に対して、保険金が支払われます。

(3) 当社役員の職務の執行の適正性が損なわないようにするための措置

免責金額を設定しており、被保険者が被った損害額のうち、当該免責金額については、被保険者の自己負担となります。また、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害に対しては、保険金が支払わないこととされています。

(4) 保険料の負担割合

当社が保険料を全額負担しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 清友監査法人

(2) 報酬等の額 当期に係る報酬等の額

8,100千円

当社が支払うべき金銭その他

の財産上の利益の合計額

8,100千円

- ①当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
- ②会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した 理由:当監査等委員会は、当社の経理部門並びに会計 監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状 況及び報酬見積根拠資料等を検証した結果、会計監査 人の報酬等について当社経理部門の評価に同意しま す。
- (3) 非監査業務の内容 非監査業務は委託しておりません。
- (4) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合の他、下記の事項に該当すると判断した場合、 監査等委員会はその事実に基づき当該監査法人の解任又 は不再任の検討を行い、監査等委員会規則に則り決定し、 取締役会に通知します。

- ①会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ②会社法、公認会計士等の法令違反による懲戒処分や監督官庁から処分を受けた場合
- ③その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、 総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合
- (5) 現に受けている業務停止処分に係る事項 該当事項はありません。
- (6) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項 該当事項はありません。
- (7) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約の締結については、定款に規定しておりません。

(8) 当期中に辞任した会計監査人に関する事項 該当事項はありません。

7. 会社の体制及び方針

職務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、下記の通り取締役会において決議しております。

- ①取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - (ア) DNAチップ研究所企業行動基準を制定し、当該基準に基づいた行動を当 社取締役に徹底しております。
 - (イ) コンプライアンス管理規則を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンス遵守を推進するための体制を整備しております。
 - (ウ) 監査等委員は、取締役会及び会社の重要事項を審議する経営戦略会議 に出席し必要に応じ意見を述べるほか、業務執行状況の確認等を通じて、 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを監査等委員 会監査等基準に基づき監査しております。
- ②取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行に係る情報の保存及び 管理に関する体制

情報管理規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存しております。

必要な関係者は必要に応じてこれを閲覧できる体制としております。

- ③損失の危険の管理に関する規則その他の体制
 - 経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるために、リスク管理に係る規則を 策定し、経営戦略会議において、リスクの把握、管理、対応を行なってお ります。
- ④取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役(監査等委員であるものを除く。)の職務の執行の機動性、効率性、実 用性を向上するために以下の事項を定めてまいります。
 - (ア) 定例取締役会を適宜開催し、重要事項に関して迅速に意思決定を行っております。
 - (イ)常勤取締役と部門長を主要メンバーとする経営戦略会議を原則として月 1回以上開催しております。経営戦略会議では、当社経営戦略会議規則に 基づく経営に関する重要事項の審議及び事業戦略の進捗報告等を行ってお ります。
 - (ウ) 経営戦略会議において、事業計画に基づいた予実管理を行い、差異分析を通じ必要な措置を講じております。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、当社ではコンプライア ンス管理規則が制定されております。当規則に基づき、全使用人に対して

コンプライアンス遵守を徹底させるための研修を実施しております。同時に同規則に基づいた内部通報窓口を設け、周知徹底をはかることで、コンプライアンス遵守の実効性を高めております。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の 適正を確保するための体制

当社は、特定の企業集団に属しておらず、子会社等も存在しないため、該 当いたしません。

- ⑦監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び実効 性に関する事項
 - (ア) 当社は現在監査等委員の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査等委員がこれを求めた場合には、取締役会で協議の上、使用人を置くこととしております。
 - (イ) 監査等委員会より必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、 取締役(監査等委員である取締役を除く)、部門長等の指揮命令を受けない ものとしております。
 - (ウ) 当該使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定するものとしております。
- ⑧取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - (ア) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告するものとしております。
 - (イ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、 内部通報の状況及びその内容を速やかに監査等委員会に直接報告することと しております。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び職務の執行について生ずる必要に関する事項
 - (ア) 監査等委員は、取締役会及び経営戦略会議に出席するとともに、議事録、決裁文書に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるようにしております。
 - (イ) 代表取締役社長は、監査等委員会との間で適宜意見交換を実施することとしております。
 - (ウ) 監査等委員会は会計監査人と適宜意見交換し、会計監査内容について 説明を受け、情報交換など連携をはかることとしております。
 - (エ) 監査等委員会は内部監査の結果について報告を受けることとしております。
 - (オ) 監査等委員が職務の執行のため合理的な費用の支払いを求めたときは、 当社はこれに応じることとしております。

(2) 内部統制システム運用状況の概要

当社では取締役会規則および経営戦略会議規則に従い、取締役会および経営戦

略会議で意思決定を行っており、コンプライアンスを遵守した業務の適正、効率性を確保しております。2020年4月1日から2021年3月31日までの間に、取締役会を12回、経営戦略会議を22回開催しており、監査等委員はこれらの会議に出席し、適宜意見することを通じて、取締役の職務執行状況を監督しております。これらの会議の議事録はすべて適正に作成・保存されております。また監査等委員は、取締役及び使用人からの職務の執行状況を適宜聴取することにより、業務執行状況を監督しており、これらを通じて、業務の適正が確保されております。

コンプライアンス遵守に関しては、コンプライアンス委員会主導の下で、全使 用人のコンプライアンス遵守を徹底するための啓蒙活動を行っております。

以上の通り、当期において、当社では内部統制に関する基本方針に従い、社内 体制が適切に構築、運用されていることを確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定して配当政策を実施することを基本方針としています。

また、当社は現在「EGFRリキッド」の保険収載及び「肺がんコンパクトパネル」の薬事申請を目指しております。今後の当社事業の大きな柱と位置付ており、早期黒字化すべく全社をあげて努力してまいります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

			資	Ĭ	産	の	部						負	債	Ø	部		
		項		目			3	金	額			項	目			\$	È	額
流		動		資		産			824, 737	流		動	負	į	債			81, 650
	現	金	及	び	預	金			620, 801		買		掛		金			49, 427
	受	耳	Ż	手	ì	形			34, 995		未		払		金			4, 736
	売		持	掛		金			114, 723		未	担	, A	費	用			21, 922
	商					品			0		未	払	法)	税	等			4, 519
	貯		店	銰		品			3, 019		預		ŋ		金			1,045
	前	拉	4	費		用			49, 490	固		定	負	į	債			8, 711
	そ		0)		他			1,707		退	職系	计付	引当	金			8,711
固		定		資		産			196, 243	負		債	4	ì	計			90, 361
	有	形	古	定	資	産			17, 359				純	資	産	の部		
	殞	<u> </u>				物			4, 664			項	目			É	È	額
	I	具、	器	具及	び値	市品			12, 694	株		主	道	1	本			906, 920
	無	形	固	定	資	産			104, 468		資		本		金			642, 439
	特	F		許		権			385		資	本	剰	余	金			670, 018
	旅	直 部	Ľ Ž	利	用	権			0		j	資 本	、 準	備	金			670, 018
	ン	ノフ	}	ウ	エ	ア			35, 938		利	益	剰	余	金		Δ	405, 443
	ン	/フト	・ウ	ェア	仮甚	加定			68, 144		Ž	その作	也利益	监 剰 🤊	余金		Δ	405, 443
	投	それ それ こうしゅう こうしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	の	他(の資	産			74, 415			繰起	 赵 利 🗴	 主剰 🥖	余金		Δ	405, 443
	拐	と 資	有	価	証	券			0		自		1	株	式			$\triangle 92$
	₽	長期	前	i 払	費	用			34, 518	新	构	ŧ	予	約	権			23, 698
	敷	έ				金			39, 896	純	貨	Ĩ.	産	合	計			930, 619
資		産		合		計		1,	, 020, 981	負	債 及	とび	純資	産台	計		1,	020, 981

損益計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

		項	目		金	(<u></u> 単位:下円 <i>)</i> 額
					117.	
売		上		高		324, 501
売		上	原	価		258, 319
	売	上 #	総 利	益		66, 181
販	売 費	及び一	般管理	費		238, 377
	営	業	損	失		172, 196
営	業	外	収	益		
	受	取	利	息	5	
	受	取 賃	貸	料	66	
	そ	0)		他	3	75
営	業	外	費	用		
	株	式 交	付	費	2, 655	
	為	替	差	損	80	2,736
	経	常	損	失		174, 856
特		別	利	益		
	助	成 金	収	入	2,000	
	新株	予 約	権戻入	益	1, 333	3, 333
特		別	損	失		
	固定	資産	除却	損	0	0
	税	引前当	期純損	失		171, 523
	法人	税、住民	税及び事業	き 税	950	950
	当	期	吨 損	失		172, 473

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

					<u> (単世・1口</u> :			
	株主資本							
		資本乗	余金	利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	416, 219	443, 798	443, 798	△232, 970	△232, 970			
当 期 変 動 額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	226, 219	226, 219	226, 219					
当期純損失(△)				△172, 473	△172, 473			
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	226, 219	226, 219	226, 219	△172, 473	△172, 473			
当 期 末 残 高	642, 439	670, 018	670, 018	△405, 443	△405, 443			

	株主	資 本		
	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	△68	626, 979	26, 354	653, 334
当 期 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		452, 438		452, 438
当期純損失(△)		△172, 473		△172, 473
自己株式の取得	△23	△23		△23
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△2, 656	△2, 656
当期変動額合計	△23	279, 941	△2, 656	277, 285
当 期 末 残 高	△92	906, 920	23, 698	930, 619

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

商 品……・移動平均法に基づく原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

仕掛品……個別法に基づく原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物・・・・・・・・・・・ 定額法 (建物附属設備は定率法。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 6~15年

T.具、器具及び備品.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品 2~15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) …定額法

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。また、特許権については、社内における利用可能期間

(8年)に基づく定額法によっております。

- (3) 長期前払費用……定額法
- (4)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

なお、当期末における回収不能見込額はなく、貸倒引当金の計上はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に見合う支給見込額に基づき計上して おります。ただし、当社は賞与支給見込額を未払費用として計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職金要支給額を退職給付債務として計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、当社 肺がんコンパクトパネルの薬事承認及び公的医療保険適用に関する手続きの進捗状況には、固定 資産の減損の見積りの前提となる将来事業計画を作成するうえでの重要な不確実性が含まれていると判断しております。

2. 当年度の計算書類に計上した金額

固定資産(簿価) 196,243千円

- 3. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- (1)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来事業計画により見積もられた割引前将来キャッシュ・フローに基づき、固定資産の減損損失の認識の判定をしております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の経済活動正常化のタイミング及び当社における業績への影響を見通すことは極めて困難であり、また、肺がんコンパクトパネルの薬事承認及び公的医療保険適用に向けた取り組みの中で、各認証機関との交渉が新型コロナウイルス感染症の影響により予定通り進まないといったリスクも考えられますが、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて複数のシナリオを立案・評価しております。その中から最善の見積りを行う上での一定の仮定として、2021年度は国内でのワクチン接種が拡がりそれを機に新型コロナウイルス感染症と経済活動が併存できる状態になりつつあること、また、高感度な新がんコンパクトパネル検査は、新規検査需要の開拓にもつながる可能性が高く、薬事承認及び公的医療保険適用が完了することで具体的な事業プランへ移行できることを前提として、事業計画に当該影響を織り込み、固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

(3) 翌事業年度計算書類に与える影響

固定資産の減損が生じる可能性の時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって 影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌報告期間 以降の計算書類において固定資産の減損に関する会計上の見積りの金額に重要な影響を与える 可能性があります。このため、(2)に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にして おりますが、今後の新型コロナウイルス感染症及び肺がんコンパクトパネルの薬事承認・公的 医療保険の適用時期によっては、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

170,216千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増 加	数	減	少 数	当期末株式数
普通株式 (株)	5, 089, 700	700, 0	000		_	5, 789, 700

2020年3月6日発行の第4回新株予約権(第三者割当による行使価額修正条項付新 株予約権)の行使に伴い、2020年4月~6月にかけて新株を700,000株発行しておりま す。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	数 減 ′	少 数	当期末株式数
普通株式 (株)	94	4	3	-	137

3 新株予約権等に関する事項

J. 7/11/N	1 小7 性 寸 (5 天) 9	<u>るず</u>												
内訳	目的となる 株式の種類	目 台		J	と	な	Z	5	株	式		の	数	当期末残高
		当	期	首	増	加	数	減	少	数	当	期	末	(千円)
2017年度新 株予約権	普通株式		34, 0	000			_		2, (000		32, (000	15, 936
2019年度新 株予約権	普通株式		37, 500				_		3,000		34, 500		500	7, 762
2020年度新 株予約権	普通株式	700, 000				_		700, 000		_		_	_	
	合計		771, 500				_		705, 0	000		66, 8	500	23, 698

- 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式 (注) 1 数を記載しております。
 - 2020年度新株予約権の減少は、行使価額修正条項付第4回新株予約権の行使によるもの であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税否認額	1,093千円
未払賞与損金算入限度超過額	5, 140
減損損失	22, 710
繰越欠損金	346, 365
その他	14, 211
繰延税金資産 小計	389, 522
評価性引当額	△389, 522
繰延税金資産の純額	_

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。 受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図って おります。また、投資有価証券は主として株式であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	620, 801	620, 801	_
(2) 受取手形及び売掛金	149, 718	149, 718	_
(3) 買掛金	(49, 427)	(49, 427)	_

- (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
 - (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 - (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。
 - (3) 買掛金 これらは短期

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1株当たり当期純損失 156円 65銭 30円 38銭

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 DNAチップ研究所

取締役会 御中

清友監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 三 牧 潔 ⑩ 指定社員 小部分制 株 下 社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社DNAチップ研究所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構 成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうか を評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年 4 月 1 日から2021年 3 月 31 日までの第22 期事業年度における取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締 役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説 明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い重要な会議に出席し、取締役及び内 部統制部門等使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を 求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)及び「監査における不正リスク対応基準」並びに品質管理基準委員会報告第1号「監査事務所における品質管理」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について 検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内 部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘す べき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

株式会社DNAチップ研究所 監査等委員会

取締役(監査等委員) 山田 國夫

取締役(監査等委員) 片山 登喜男 印

取締役(監査等委員) 佐藤 孝明 印

(注) 監査等委員山田國夫、片山登喜男及び佐藤孝明は、会社法第2条第15号及び第331条第 6項に規定する社外取締役であります。

以上

(EII)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である者を除く。) 2名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役(監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。)2名全員が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会において検討の 結果異議ありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
1	まとば りょう 的場 亮 (1965年3月12日生)	1993年4月 財団法人地球環境産業技術研究機構本部研究	5,000株
2	さとう よしはる 佐藤 慶治 (1978年7月15日生)	2004年4月 産業技術総合研究所生物情報解析研究センター総合データベース解析チームアノテータとして就任 2009年4月 国立千葉大学大学院薬学研究院微生物薬品化学研究室助教 2015年5月 当社事業開発本部研究開発部に入社当社新事業開発部マネージャー当社新事業開発部長当社取締役に就任(現任)現在に至る	0株

- (注)1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によりてん補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役3名が任期満了となります。また、監査機能強化のため1名増員と合わせて、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。 なお、本議室の提出につきましては、監査等委員会の同意を得てお

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
	*** だ (に お 山田 國夫 (1953年7月27日生) < 社外取締役候補者 > 【社外取締役候補者 > 【社外取続していたが、		

1969年4月 通商産業省入省 1981年4月 外務省在シンガポール日本国大使館一等書記官 1984年6月 大臣官房企画調査官 1984年7月 資源エネルギー庁長官官房原子力産業課国際原子力企画官 1986年4月 総務庁行政管理局管理官 1998年6月 1999年6月 1999年7月 日本貿易振興会ロンドン・センター所長 1995年6月 1995年6月 投資 1995年6月 投資 1996年7月 大臣官房審議官 (地球環境問題担当) 兼通商産業研究所次長 1996年7月 1998年4月 1998年4日 1998年8日 1998	候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
		片山登喜男 (1945年7月7日生) <社外取締役候補者> 【社外取締役候補 「大山登らわれって経 で理にといる。 は、、、 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1981年4月 外務省在シンガポール日本国大使館一等書記官 1984年6月 大臣官房企画調査官 1984年7月 資源エネルギー庁長官官房原子力産業課国際原子力企画官 1986年4月 総務庁行政管理局管理官 1988年6月 通商政策局北アジア課長 1990年6月 資源エネルギー庁公益事業部業務課長 1992年7月 日本貿易振興会ロンドン・センター所長 1995年6月 大臣官房審議官(地球環境問題担当)兼通商産業研究所次長遺官 1996年6月 社団法人新化学発展協会専務理事 1996年7月 社団法人新化学発展協会専務理事 1998年4月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務次長 整理事事 2006年4月 最高裁判所司法修習生 2017年4月 一般財団法人生活用品振興センタ顧問弁護士 2013年7月 有限会社信濃東部自動車学校監査役(現任) 2017年6月 当社取締役就任 2017年6月 当社監査等委員である取締役就任(現任)現在に至る 對とした理由および期待される役割】 弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、対の監視を遂行するのに適任であると判断しておが 20つ透明性の向上および監督機能の強化につなが	

候補者 番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数	
3		1982年4月 株式会社味の素中央研究所基礎研究部入社 財団法人癌研究会癌研究所生化学部研究員 1995年7月 米国コロンビア大学医学部耳鼻咽喉科/病理学部 Tenure Assistant Professor 理化学研究所分子腫瘍学研究室主任研究員 米国コロンビア大学医学部耳鼻咽喉科/病理学部 Tenure Associate Professor 株式会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所主任研究員 米国コロンビア大学医学部病理学部 Adjunct Associate Professor 株式会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所主任研究員 米国コロンビア大学医学部病理学部 Adjunct Associate Professor (株式会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所主幹研究員 兼経営戦略室(次世代医療事業推進部)部長 同 基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所長 兼経営戦略室部長 同 フェロー(執行役員待遇)、ライフサイエンス研究所長 兼経営戦略室部長 株式会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所長 兼経営戦略室部長 は大型大会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所長 東経営戦略室部長 株式会社は人代表取締役社長就任(現任)株式会社島津製作所分析計測事業部ライフサイエンス研究所長 国立大学法人筑波大学プレシジョン・メディスン開発研究センター特命教授、センター長当社取締役(監査等委員)(現任)株式会社島津製作所シニアフェロー(上席執行役員待遇)、基盤技術研究研究所・ライフサイエンス研究所長現在に至る	0株	
	佐藤孝明氏は、株式会社島津製作所シニアフェローであり、基盤技術研究所・ライフサイエンス研究所長としての知識・経験を有しており、それらを当社監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。上記の理由から当社の監査・監督等に反映していただくことを期待して監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。			

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する当社 の株式数
4	川本祥子氏は、情 あり、ライフサイ の知識・経験を当 外取締役として職	1995年2月 大阪大学細胞工学センター 助手就任 2002年4月 九州大学生体防御医学研究所 助手就任 2003年9月 国立情報学研究所 学術研究情報研究系 特任研究員客員教授 就任 2004年4月 奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科 客員教授 2008年1月 情報・システム研究機構ライフサイエンス統合データベースセンター 特任准教授副センター長 就任 2016年4月 大阪府立母子保健総合医療センター研究所研究員 就任 2017年4月 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所准教授 就任(現任)現在に至る 者とした理由及び期待される役割】 報・システム研究機構国立遺伝学研究所が推教授 就任(現任)現在に至る 者とした理由及び期待される役割】 報・システム研究機構国立遺伝学研究所の准教授である社研究開発等に反映させ、当社監査等委員である社務を適切に遂行していただけるものと期待して監査取締役をお願いするものであります。	

- (注) 1. 佐藤孝明氏は株式会社iLACの代表取締役社長であり、当社と同社とは業務委託契約があります。
 - 2. その他の各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏、は社外取締役候補者であります。
 - 4. 監査等委員である社外取締役候補者の独立性並びに社外取締役との責任限定契約について
 - (1) 監査等委員である社外取締役候補者の独立性について
 - ① 山田國夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員会設置会社移行前に社外監査役としての就任期間2年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会を終結の時をもって4年となります。
 - ② 片山登喜男氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員会設置会社移行前に社外取締役としての就任期間3年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
 - ③ 佐藤孝明氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社 外取締役としての在任期間は本総会日をもって2年となります。
 - ④ 山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者、役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者、役員であったこともありません。
 - ⑤ 山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ⑥ 山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は、役員の配偶者、三親等以内の親族その他に準ずるものではありません。
 - ① 山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏、川本祥子氏は、過去2年間に合併、吸収分割、 新設分割若しくは事業の譲渡受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当 該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止及び発生後の対処について 該当事項はありません。
 - (3) 社外取締役との責任限定契約について 当社は、本議案が承認可決されることにより山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏の3 名が非業務執行取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定す

る契約を山田國夫氏、片山登喜男氏、佐藤孝明氏との間で継続する予定であります。また、 川本祥子氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であ ります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約によりてん補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使 していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使 のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び 携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月22日(火曜日)の午後5時30 分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等が ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) において、議決権行使書用 紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画 面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容 の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮 パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより 読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うこ とが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。 2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入 力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。 QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

〈メ モ	欄〉		

〈メ モ 欄〉			

会場ご案内図

会 場 港区立商工会館 2階 研修室

東京都港区海岸一丁目4番28号

電話 03(3433)0862

交 通 電車

・JR 山手線・京浜東北線/モノレール 「浜松町」駅より徒歩5分

・都営大江戸線/浅草線 「大門」駅より徒歩10分

・新交通ゆりかもめ
「竹芝」駅より徒歩3分

会場付近略図



※新型コロナウィルスの感染予防及び拡散防止のため、また株主様の健康を第一に考え、株主様におかれましては、当日のご来場をお控えいただきたくお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、郵送又はインターネットで行っていただきたく併せてお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.dna-chip.co.jp/)にて掲載させていただきます。